

# 松本市 業務継続計画

〈震災編〉

平成26年2月

松 本 市



健康寿命延伸都市・松本

## 目次

第1章 業務継続計画（震災編）の概要	1
1 業務継続計画（BCP）とは	1
2 業務継続計画（震災編）策定の目的	2
3 業務継続計画の基本方針	2
4 地域防災計画と業務継続計画との関係	2
5 業務継続計画の発動と期間	3
第2章 前提とする地震と被害想定	4
1 計画の前提となる地震	4
2 本市の被害状況	4
3 本計画で想定する被害イメージ	5
第3章 計画の対象となる非常時優先業務	7
1 非常時優先業務の概要	7
2 非常時優先業務の選定	7
3 非常時優先業務の業務開始目標時間（復旧目標）の設定	9
4 非常時優先業務の選定結果	10
第4章 業務継続計画のための活動体制の整備	11
1 職員の活動体制	11
2 勤務時間外に参集可能な職員数	12
3 職員の参集と安否確認	15
4 職員の家族の安否確認	15
5 業務執行体制の整備	15
第5章 業務継続のための執行環境の整備	17
1 施設の安全対策	17
2 コンピュータシステムの安全対策	19
3 通信手段の確保及び災害情報の収集	21
4 非常時における職員の対応	22
第6章 継続的な改善への取組み	23
1 業務継続マネジメントの必要性	23
2 職員に対する研修・訓練	23
3 計画の点検・検証・見直し	24
4 非常時優先業務を遂行するためのマニュアル等の整備	24
資料1 非常時優先業務【応急対策業務、通常業務】課別一覧	25

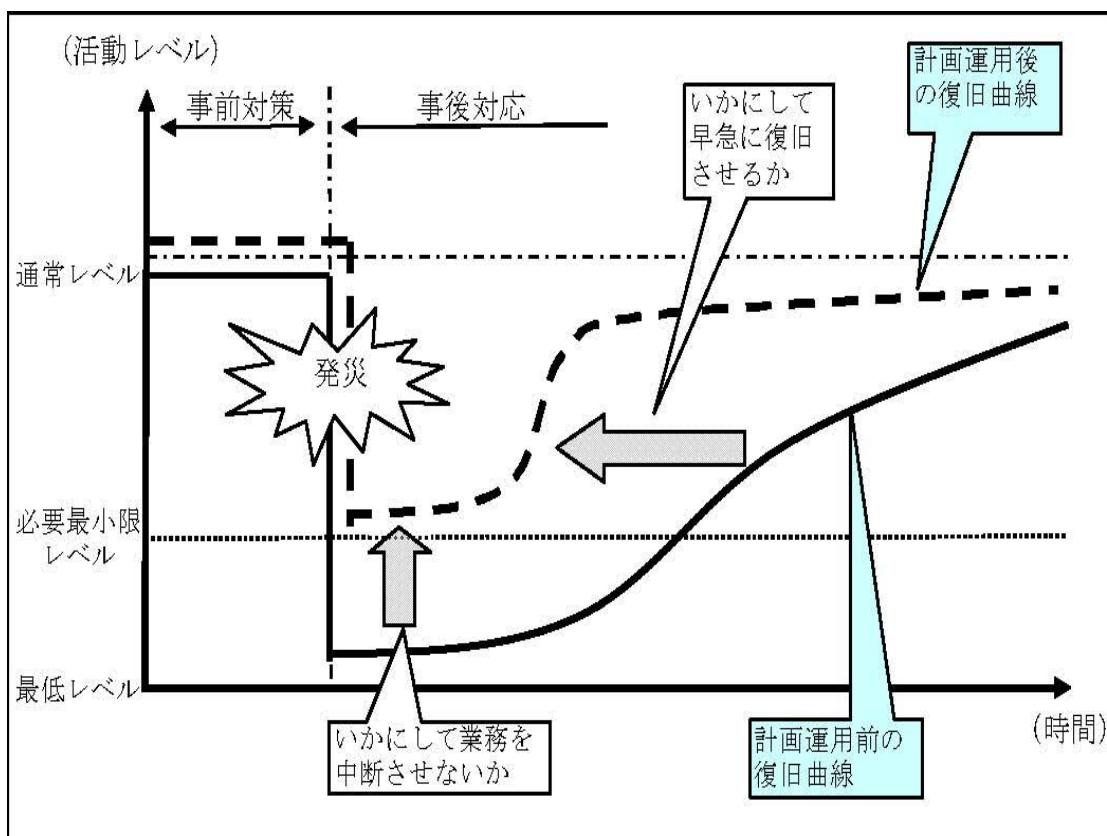
## 第1章 業務継続計画（震災編）の概要

### 1 業務継続計画（BCP）とは

大規模地震災害が発生した場合には、ライフラインや交通機関が停止し、市庁舎や職員も被災します。このため、平常時の職員数や執務環境を前提として業務を行うことは困難となり、市民の生命、生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼします。

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、人、施設、資機材、情報、ライフライン等利用できる資源が制約を受ける状況の中で、災害時における応急対策業務に加え、通常業務のうち中断ができない、又は中断しても早期再開を必要とする業務を「非常時優先業務」として事前に特定しておき、いざ災害が発生したときには、限られた人員、資機材等の資源を効率的に投入して、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施するための計画です。

図1-1：〈業務継続計画導入による業務の継続と早期復旧のイメージ〉



## 2 業務継続計画（震災編）策定の目的

大規模地震災害が発生した場合において、災害対策の拠点となる松本市役所の機能低下を最小限にとどめながら、市民の生命、生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持することを目的とします。

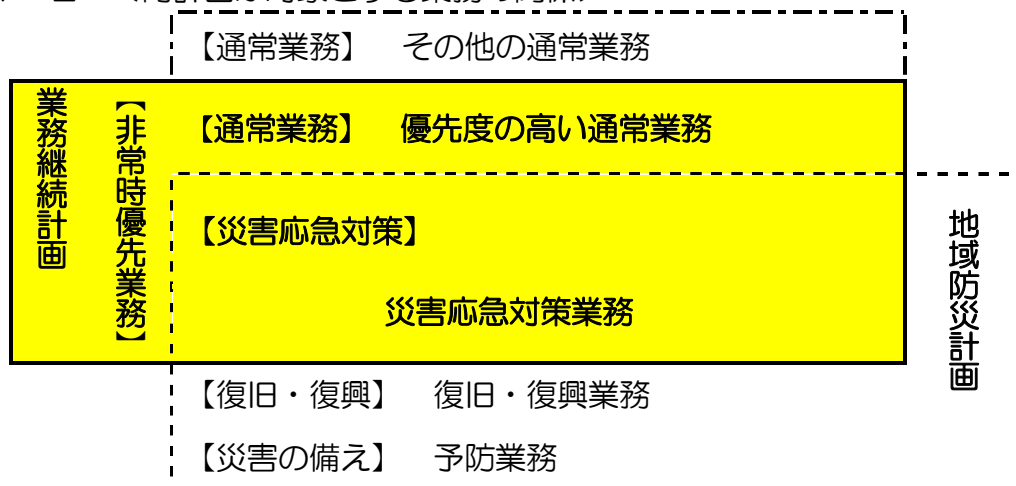
## 3 業務継続計画の基本方針

- (1) 地震による被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた応急対策業務を効率的に遂行します。
- (2) 市の業務が中断することによる、市民生活や経済活動等への影響を最小限にとどめるため、被災時にも中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努めます。
- (3) 非常時優先業務の継続に必要な人員の確保、及び庁舎・電力・通信等の執行環境の確保に努めます。
- (4) 非常時優先業務の継続を図るため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に休止・縮小します。

## 4 地域防災計画と業務継続計画との関係

- (1) 地域防災計画は、市が国、県、防災関係機関、及び市民と連携して実施すべき災害予防、災害応急対策、復旧・復興に関わる業務を総合的に示す計画です。  
一方、業務継続計画は、市庁舎や職員が被災することを前提に、災害時に優先的に取り組むべき業務を「非常時優先業務」としてあらかじめ特定し、制約された資源を効率的に投入することを明らかにすることで、非常時優先業務遂行の実効性を確保するための計画です。
- (2) 地域防災計画と業務継続計画が対象とする業務の関係は、下図1-2のとおりです。

図1-2：＜両計画が対象とする業務の関係＞



※ 非常時優先業務は、優先度の高い通常業務、応急対策業務に分類できます。  
このうち、応急対策業務は地域防災計画にも規定された業務です。

### (3) 地域防災計画と業務継続計画の比較

市の地域防災計画と業務継続計画との比較は、表1-1のとおりです。

表1-1：＜地域防災計画と業務継続計画の比較＞

項目	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	発災時または事前に実施すべき災害対策や役割分担等を規定するための計画です。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間までに実施できるようにするための計画です。
行政の被災	想定しません。	庁舎、職員、電気、通信等の資源の被災を評価し、利用可能な資源を前提に計画を策定します。
対象業務	予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務を対象とします。	非常時優先業務（災害応急対策業務のほとんど、優先度の高い通常業務）を対象とします。
業務開始目標時間	想定しません。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要があります。（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開します。）
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	想定しません。	業務に従事する職員の飲料水、食料、トイレ等の確保について検討の上、記載します。

## 5 業務継続計画の発動と期間

(1) 本計画は、次のいずれかの場合に発動します。

ア 市内で震度6弱以上の地震が発生し、又は災害対策本部が設置された場合。

イ 市長が必要と認めた場合

(2) 本計画の対象期間は、発災から概ね1週間とします。

## 第2章 前提とする地震と被害想定

### 1 計画の前提となる地震

本計画の策定に当たっては、当面国内で最も発生確率の高い南海トラフ（東海・東南海・南海）を震源とする地震を想定します。

南海トラフによる地震の震度は、国の中央防災会議では本市の震度を5強程度と予測していますが、平成21年8月に発生した駿河湾地震（M6.5）では、松本市内では、震源に近い県南部と同程度の震度を観測していることから、専門家の見解を踏まえ、本計画における本市の震度は6前後を想定することとします。

### 2 本市の被害状況

長野県地震対策基礎調査（平成14年3月作成）では、今回想定する地震とほぼ同程度の震度が想定されているもの（伊那谷断層帯を震源とする地震）があるため、このデータを採用し、発生は冬の夕方18時を想定します。松本市の被害想定は、表2-1のとおりです。

表2-1：＜想定する地震による松本市の被害想定＞

項 目		被害状況
人的被害	死 者	31人
	重傷者	294人
	軽傷者	5,745人
	避難者	21,121人
建物被害	全 壊	1,477棟
	半 壊	9,511棟
火 災	焼 失	717棟
断 水		23,263世帯
都市ガス停止・供給状況		停 止
停 電		22,006世帯
電話支障回線		12,302回線

### 3 本計画で想定する被害イメージ

長野県地震対策基礎調査等を参考に想定した被害イメージは、表2-2のとおりです。

表2-2：＜本計画で想定する被害イメージ＞

項目	被害状況（復旧予想）
震 度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松本市中心市街地の一部では震度6強の揺れが想定されます。</li> <li>・ 松本市中心市街地から南西部では震度6弱、その周辺では震度5強から5弱の揺れが想定されます。</li> </ul>
建物被害・火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市施設が使用不能となるような被害は発生しませんが、一部キャビネットの転倒や書籍等の散乱により、片付け等に半日程度要することが想定されます。</li> <li>・ 市内全域に建物被害が発生し、震度6弱以上の地域を中心に1,477棟の建物が全壊し、9,511棟の建物が半壊することが想定されます。</li> <li>・ 震度6弱以上の地域を中心に建物火災が発生し、717棟が焼失することが想定されます。</li> </ul>
交通機能支障	<p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倒壊建物やブロック塀等道路沿いの建物や構造物の散乱等により、震度6弱以上の地域では交通支障の発生が想定されます。</li> <li>・ 橋梁、盛土、切土、斜面の被害による交通支障が発生することが想定されます。</li> <li>・ 国道、県道では、発災後直ちに交通規制が実施され、主要道路は2時間後を目途に道路の応急復旧が開始され、迂回路の設定が行われるものと想定されます。</li> </ul> <p>【鉄道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR篠ノ井線（塩尻～篠ノ井）、大糸線、松本電鉄上高地線で複数箇所の被害発生が想定されます。</li> <li>・ なお、1時間後を目途に被害箇所の調査が開始され、点検作業ののち、1日目に復旧するものと仮定します。</li> </ul>

項目	被害状況（復旧予想）
ライフライン 支障	<p>【電力】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市全体で22,006世帯の停電が想定されます。</li> <li>・ 2時間後を目途に復旧作業が開始され、全ての復旧に7日かかると想定されます。</li> <li>・ なお、市役所本庁周辺の復旧は1日後と仮定します。</li> </ul> <p>【電話】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市全体で12,302回線が通話不能になると想定されます。</li> <li>・ 2時間後を目途に復旧作業が開始され、全復旧にかかる日数は旧市内地域で2日、市内全域では最大4日と想定されます。</li> <li>・ 市役所本庁、大手事務所、上下水道局では、交換機のバッテリー稼働限界（3時間程度）までの間は、内線電話など一部の通話が可能と想定されます。</li> <li>・ 1日後にNTT回線が復旧し、電力の復旧とともに拠点施設間の外線・内線通話ともに復旧するものと仮定します。</li> </ul> <p>【上水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市全体で23,263世帯が断水すると想定されます。</li> <li>・ 復旧に市内全域では6日かかると想定されます。</li> </ul> <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市全体で120カ所の被害が発生すると想定されます。</li> <li>・ 応急復旧に1日かかると想定されます。</li> </ul>
避難所の開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21,121人の避難者が発生し、全指定避難所（159箇所）を開設するものと仮定します。</li> </ul>



## 第3章 計画の対象となる非常時優先業務

### 1 非常時優先業務の概要

地震発生後は直ちに災害対策本部が設置され、市は、避難所の開設、食糧の調達・供給等、多岐にわたる災害対応に当たらなければなりません。一方、通常業務についても、市民への行政サービスを継続することが必要です。

しかし、職員自身の被災や庁舎の被災など、人的・物的資源が制約される中で、災害応急対策とすべての通常業務を行うことは困難となります。

そこで、本計画では、災害応急対策業務と通常業務について、その緊急性・重要性を評価した上で、災害時に優先的に行わなければならない業務を「非常時優先業務」として位置付けます。

#### (1) 災害応急対策業務

松本市地域防災計画【震災対策編】に定められた、市が実施する災害応急対策を「災害応急対策業務」とします。

#### (2) 優先通常業務

行政評価を実施した約2,400の事務事業の内、市民の生命・生活・財産・経済活動等を守るための観点から、災害時においても継続が必要な業務を「優先通常業務」とします。

### 2 非常時優先業務の選定

(1) 非常時優先業務の選定を行うため、すべての災害応急対策業務と通常業務について、表3-1の評価基準に基づいて、市民の生命・生活・財産・経済活動の維持への影響度を評価し、継続すべき業務の選定を行いました。

なお、選定した非常時優先業務については、発災時刻にかかわらず適用できるように、計画に汎用性を持たせているため、発災時刻によっては必要としない業務も含まれています。

表3—1 <影響度による評価基準表>  
(非常時優先業務)

評 価	評 価 基 準
A	発災後直ちに業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
B	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務
C	遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務

(その他の業務)

評 価	評 価 基 準
D	発災後1週間以内に着手しなくても、市民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に直ちに影響を及ぼさないと見込まれる業務

(2) 非常時優先業務の選定結果

評価基準に基づき選定を行なった結果、非常時優先業務は169業務あり、この内、災害応急対策業務は117業務中114業務、優先通常業務は、約2,400業務中55業務でした。詳細は表3—2のとおりです。

なお、通常業務が災害応急対策業務と重複する場合は、災害応急対策業務として整理しました。

表3—2：<非常時優先業務選定結果表>

評 価	非常時優先業務数	評 価 基 準	
		応急対策業務数	優先通常業務数
A	105	93	12
B	32	12	20
C	32	9	23
合 計	169	114	55

### 3 非常時優先業務の業務開始目標時間（復旧目標時間）の設定

#### (1) 業務開始目標時間（復旧目標時間）の検討

ア 選定した非常時優先業務について、発災直後の業務立上げ時間の短縮を図るため、業務開始をいつまでに行うか、業務開始目標時間（復旧目標時間）を表3-3に掲げる区分に分け、進行管理の目安としました。

なお、この計画において着手とは「業務が開始できるよう準備を始めること」であり、業務開始とは「一定程度の業務が実施できる状態」を指します。

表3-3

業務開始目標時間（復旧目標時間）					
発災から 3時間以内	発災から 12時間以内	発災から 24時間以内	発災から 3日以内	発災から 1週間以内	それ以降

イ 非常時優先業務の着手時間と、それぞれの業務開始目標時間の関係は、概ね図3-1のとおりです。

図3-1：＜着手・業務開始目標時間（復旧目標時間）の関係図＞

業務開始目標時間 （復旧目標時間）	3時間 以内	12時間 以内	24時 間以内	3日 以内	1週間 以内	それ以降
A評価業務 （直ちに着手）	(業務開始目標時間) 発災から3時間以内・12時間以内・ 24時間以内・3日以内					
B評価業務 （3日以内に着手）				(業務開始目標時間) 3日以内・1週間以内		
C評価業務 （1週間以内に着手）					(業務開始目標時間) 1週間以内・それ以降	

(2) 着手・業務開始目標時間（復旧目標時間）ごとの検討結果

非常時優先業務の着手・業務開始目標時間（復旧目標時間）を設定した結果は表3-4のとおりです。

表3-4 〈着手・業務開始目標時間（復旧目標時間）ごとの業務数の整理表〉

	着手・業務開始目標時間（復旧目標時間）ごとの業務数						
	総数	3時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	それ以降
総数	169	73	14	17	26	33	6
A評価業務 (直ちに着手)	105	73	14	17	1		
B評価業務 (3日以内に着手)	32				25	7	
C評価業務 (1週間以内に着手)	32					26	6

#### 4 非常時優先業務の選定結果

「2 非常時優先業務の選定」（7ページ）及び「3 非常時優先業務の業務開始目標時間（復旧目標時間）の設定」（9ページ）による非常時優先業務の選定と業務開始目標時間（復旧目標時間）の設定結果の課別一覧は25～37ページのとおりです。

なお、上記表3-4における必要人員には、非常時優先業務実施のプロセスにおいて、1人の職員が複数作業を実施する場合など職員の重複を含んでいます。

## 第4章 業務継続計画のための活動体制の整備

### 1 職員の活動体制

(1) 大規模な地震が発生した場合において、業務を継続するためには、早急に必要な人員を確保し、適切な配備を行い、効率的な活動体制を確保する必要があります。地震震度別の活動（配備）体制は、表4-1のとおりです。

表4-1 〈発災時の活動（配備）体制〉

配備体制	市域の震度	活動内容	配備体制判断者	配備職員
事前体制	3	○ 危機管理部職員による情報収集・伝達活動等	危機管理課長	○ 危機管理部の課長 ○ 危機管理部の初動当番職員
警戒体制	4	○ 各部局職員による情報収集・伝達活動等	各部局長	○ 危機管理部長 ○ 危機管理部の課長 ○ 危機管理部の係長 ○ 被害の拡大が予測される場合は危機管理部の正規職員全員 ○ 各部局の部局長 ○ 各部局の課長 ○ 各部局の庶務担当係長 ○ 各部局長の判断により各部の担当係長・職員
非常体制	5弱～5強	○ 対策本部を設置、情報収集・伝達、医療・救護、避難収容等の災害応急対策活動	市長	○ 副市長 ○ 危機管理部の正規職員全員 ○ 各部局の部局長 ○ 各部局の課長 ○ 各部局の庶務担当係長 ○ 各部局長の判断により各部の担当係長・職員
緊急体制	6弱～6強	○ 災害対策本部を設置、情報収集・伝達、医療・救護、避難収容等の災害応急対策活動	自動配備	○ 市長 ○ 副市長 ○ 教育長 ○ 正規職員全員
全体体制	7	○ 災害対策本部を設置、情報収集・伝達、医療・救護、避難収容等の災害応急対策活動	自動配備	○ 市長 ○ 副市長 ○ 教育長 ○ 正規職員全員 ○ 嘱託・臨時職員全員

## 2 勤務時間外に参集可能な職員数

### (1) 参集可能職員の算出

本計画で想定した地震は冬の18時を発災としているため、勤務時間外に地震が発生した場合を想定し、全正規職員1,766人(平成24年12月現在)について、居住地から勤務地までの距離を基に、徒歩(時速4km)による時間別の参集可能職員数を算出しました。

上記想定による時間別の参集可能な職員数は、表4-2のとおりです。

表4-2：〈自宅から勤務地までの登庁に要する時間別職員数〉

時 間	～1時間	～2時間	～3時間	～4時間	～5時間	～24時間
人 数(人)	600	1,085	1,414	1,591	1,681	1,766
率 (%)	34.0	61.4	80.1	90.1	95.2	100.0

【参考】 本庁職員(大手事務所含む)と本庁以外職員の内訳

本庁職員 792名の内訳

時 間	～1時間	～2時間	～3時間	～4時間	～5時間	～24時間
人 数(人)	333	516	649	731	767	792
率 (%)	42.0	65.2	81.9	92.3	96.8	100.0

本庁以外職員974名の内訳

時 間	～1時間	～2時間	～3時間	～4時間	～5時間	～24時間
人 数(人)	267	569	765	860	914	974
率 (%)	27.4	58.4	78.5	88.3	93.8	100.0

### (2) 職員の被災等を想定した参集可能な職員数の算出

本計画では、市職員の被災は次の状況が想定されることから、表4-3の算出基準に基づき、職員の被災等を想定した参集可能職員を算出しました。

#### ア 職員の被災状況の想定

- (ア) 本計画の建物被害予測は、市内131,260棟の建物のうち、11,705棟が全壊・半壊または焼失するという予測がなされており、率にすると8.9%の職員の自宅建物が被災することが想定されます。
- (イ) 本計画の死者・重傷者・軽傷者の予測は、人口約244,000人の内、6,070人とされており、率にすると2.5%の職員が死傷することが想定されます。
- (ウ) 発災後24時間は、職員や家族の被災、救出・救護活動等から全職員の内20%が参集困難と想定します。

表4-3：＜参集可能職員の算出基準＞

時間経過	参集可能職員の算出基準
1時間	参集場所から通勤距離4km圏内職員の80%
3時間	参集場所から通勤距離12km圏内職員の80%
12時間	参集場所から通勤距離20km圏内職員の80%
24時間	全職員の80%
3日	全職員の90%
1週間	全職員の90%
1週間以降	全職員の97%

イ 上記(1)の算出結果を基に、上記算出基準から算出した参集可能な職員数は、表4-4及び参集可能な職員数の推移は、図4-1のとおりです。

表4-4：＜職員の被災等を想定した参集可能な職員数＞

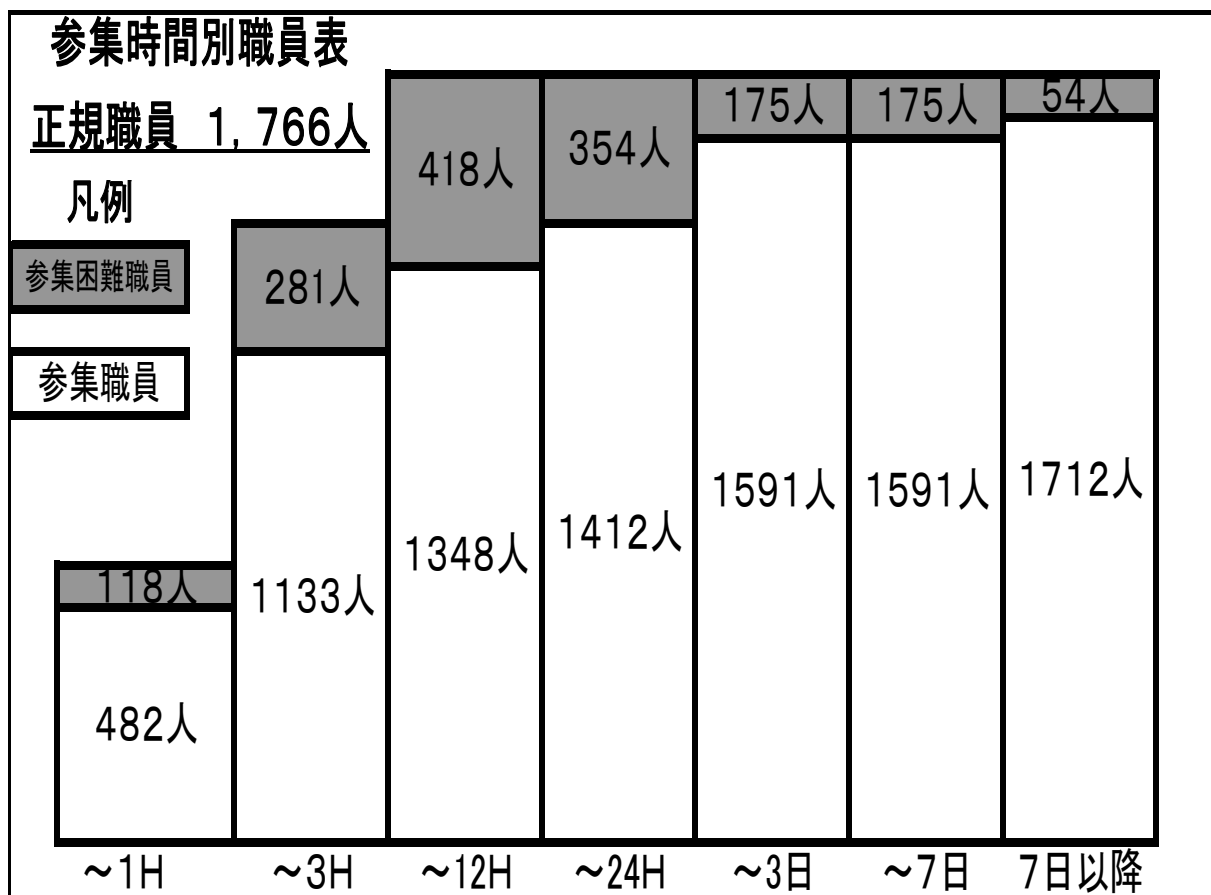
	参集時間	～1時間	～3時間	～12時間	～24時間	～3日	～7日	～1ヶ月
		人数(人)	482	1,133	1,348	1,412	1,591	1,591
市全体	参集率(%)	27.3	64.2	76.3	80.0	90.1	90.1	96.9
危機管理部	人数(人)	5	10	10	10	12	12	13
	参集率(%)	38.5	76.9	76.9	76.9	92.3	92.3	100.0
総務部	人数(人)	61	113	142	151	170	170	183
	参集率(%)	32.3	59.8	75.1	79.9	90.0	90.0	96.8
政策部	人数(人)	20	30	34	34	39	39	42
	参集率(%)	46.5	69.8	79.1	79.1	90.7	90.7	97.7
財政部	人数(人)	39	78	101	105	118	118	127
	参集率(%)	29.8	59.5	77.7	80.2	90.1	90.1	97.0
市民環境部	人数(人)	38	100	122	126	141	141	152
	参集率(%)	24.2	63.7	77.7	80.3	80.3	89.8	96.8
健康福祉部	人数(人)	70	140	162	175	197	197	212
	参集率(%)	32.0	63.9	74.0	79.9	90.0	90.0	96.8
農林部	人数(人)	12	31	40	42	48	48	51
	参集率(%)	22.6	58.5	75.5	79.3	90.6	90.6	96.2
商工観光部	人数(人)	19	30	42	44	50	50	53
	参集率(%)	34.6	54.6	76.4	80.0	90.9	90.9	96.4
建設部	人数(人)	55	115	127	129	145	145	156
	参集率(%)	34.2	71.4	78.9	80.1	90.1	90.1	96.9
こども部	人数(人)	73	242	283	298	336	336	362
	参集率(%)	19.6	64.9	75.9	79.9	90.1	90.1	97.1

	参集時間	～1時間	～3時間	～12時間	～24時間	～3日	～7日	～1ヶ月
上下水道局	人数(人)	20	79	84	87	98	98	106
	参集率(%)	18.4	72.5	77.1	79.8	89.9	89.9	97.3
教育部	人数(人)	59	146	177	186	209	209	225
	参集率(%)	25.4	62.9	76.3	80.2	90.1	90.1	97.0
病院局	人数(人)	11	19	24	25	28	28	30
	参集率(%)	35.5	61.3	77.5	80.7	90.3	90.3	96.8

※派遣職員、産休・休職者は参集困難者に含まれる。

※病院局には市立病院266人、会田病院4人の医師・看護師等は含まれない。

図4-1：〈参集可能な職員数の推移〉



(3) 課題

夜間・休日に発災した場合においては、初動時に従事する職員数が不足するため、必要な職員数に対応した職員配備体制をとる必要があります。



#### (4) 対策

必要人員の不足に対しては、次のような応援体制を構築します。

ア 各部局内において、部局内の応援体制を整備します。

イ 避難所の運営等全庁的な応援体制を整備します。

ウ 危機管理・防災のOB職員や他市からの応援職員の協力体制を構築します。

### 3 職員の参集と安否確認

地震発災時に、非常時優先業務を迅速かつ的確に遂行するためには、いち早く参集した職員の把握と職員等の安否確認が重要となります。

#### (1) 現状

職員非常参集マニュアルにおいて、登庁が困難な場合は、近くの支所・出張所・地区公民館や指定避難所に参集し、参集場所の管理者は、参集職員の状況について災害対策本部へ報告します。また、各部庶務担当課は部内職員の安否確認及び参集状況を取りまとめ、災害対策本部へ報告することとなっています。

#### (2) 課題

職員の非常参集は各部の連絡網で行うことになっていますが、電話は通話不能となることが予想される上、メールも着信までに時間がかかることが想定されます。

#### (3) 対策

震度6弱以上の地震が発生した場合は、非常参集の連絡を待たずに登庁することとします。

### 4 職員の家族の安否確認

勤務時間内に発災した場合には、職員は各職場において非常時優先業務に従事することになりますが、安心して職務に専念するには家族の安否や自宅の被害状況等を知ることが重要となります。

そのため、普段から家族間でメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の連絡方法を確認しておくことが必要となります。

また、職種や部署によっては、家族との連絡が取れない状態であっても、非常時優先業務に従事しなければならない職員が発生することも予想されます。

そのような場合には、他の職員が代わって家族の安否確認を行う体制の整備も検討する必要があります。

### 5 業務執行体制の整備

#### (1) 現状

市災害対策本部においては、本部長である市長が災害対策本部を統括します。本部長に事故がある時には、第1副本部長（副市長）、第2副本部長（教育長）の順位により、その職務を代理し、また、本部長及び副本部長ともに事故あるときは、指揮本部長、総務部第1部長の順位により、本部長の職務を代理する

ことが「松本市災害対策本部規程」に定められています。

(2) 課題

非常時優先業務を遂行するに当たり、責任者が不在の場合でも適切な意思決定が迅速に行われるよう、各部局において職務を代理するものを定めて指揮命令系統を確立しておく必要があります。

(3) 対策

各部、各課においてあらかじめ意思決定者の職務を代理するものを定めることとします。

ア 部長が不在の場合

部長があらかじめ指定する課長級職員を複数指定し、代行順序を定めます。

イ 課長が不在の場合

課長があらかじめ指定する課長補佐及び係長級職員を複数指名し、代行順序を定めます。更に、課長補佐及び係長級職員が欠ける場合を想定し、一般職員の中から複数指定し、代行順序を定めます。

## 第5章 業務継続のための執行環境の整備

非常時優先業務を遂行するためには、業務執行の拠点となる施設の機能を保持し、又は早期復旧を図るとともに、関係機関との情報連絡手段を確実に確保するなど、業務継続のための執行環境を整備する必要があります。

### 1 施設の安全対策

#### (1) ライフライン途絶時の拠点施設の状況

ライフライン途絶時の市役所本庁舎・東庁舎、大手事務所及び上下水道局庁舎等の状況は、表5-1とおりです。

表5-1：＜ライフライン途絶時の拠点施設の状況＞

設 備	現 状
庁 舎	<p>【本庁舎・東庁舎】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年から20年の間に耐震工事を実施しており、耐震性を有しています。</li> </ul>
	<p>【大手事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年に耐震工事を実施しており、耐震性を有しています。</li> </ul>
	<p>【上下水道局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年に耐震工事を実施しており、耐震性を有しています。</li> </ul>
電 力 (非常用電源)	<p>【本庁舎】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>停電時に備え、非常用発電機（15KVA）1基を配備しています。（※防災無線は、別途専用のものを配備済）</li> <li>燃料は軽油で、貯蔵容量は50時間分を確保しています。</li> <li>電力供給先は、災害対策本部室となる本庁舎別棟3階「大会議室」、及び本庁舎別棟1階の「危機管理部事務室の一部」に限定されています。</li> </ul> <p>【東庁舎】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用発電設備は配備されていません。</li> </ul>
	<p>【大手事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用発電設備は配備されていません。</li> </ul>
	<p>【上下水道局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に既存の非常用発電機の更新（出力58KV A→300KVA）を行い、事務室の電力も含め、平時並みの電力を確保します。</li> </ul>

設 備	現 状
	<p>&lt;その他&gt;  【まつもと情報創造館】  ・平成25年度にコンピュータシステム用の非常用発電機(サーバー及びサーバー室空調設備用)の増設を行います。</p>
電 話	【共通事項】 ・内線がある施設での電話は、交換機経由での通話が基本となっています。
	【本庁舎・東庁舎】 ・停電時には、3時間の通常利用が可能ですが、3時間経過後は、内線が不通となり、外線は、宿日直室・広報国際課・市民生活課の電話3回線、または交換機を経由しない各課FAX兼用電話のみが使用可能となります。
	【大手事務所】 ・停電時には、3時間の通常利用が可能です。 ・すべての電話が交換機経由のため、3時間経過後は、内線、外線とも不通となります。
	【上下水道局】 ・平成25年度に非常用発電機が更新されるため、停電時の外線・内線通話が可能となります。
水 道	・水道管からの給水が停止した場合、受水槽及び高置水槽に貯水されている水量が使用の限度となります。 <受水槽・高置水槽の状況> 【市役所本庁舎】 ・受水槽：有効容量7m <sup>3</sup> ・ 高置水槽：有効容量3m <sup>3</sup> 【東庁舎】 ・受水槽：有効容量6m <sup>3</sup> ・ 高置水槽：有効容量3m <sup>3</sup> 【大手事務所】 ・受水槽：有効容量18m <sup>3</sup> ・ 高置水槽：有効容量6m <sup>3</sup>

(2) 課題

業務継続のため、施設の長時間停電や断水等への対応を図る必要があります。

(3) 対策

ア 非常用電力の確保

停電時に業務を継続するために、市災害対策本部を置く市役所庁舎に非常用発電機を整備することを検討します。

なお、本庁舎における非常時に最低限必要な電力の基本的な考え方は、次のとおりとします。

(ア) 電話設備、コンピュータシステムは全稼働、パソコン端末は職員の半数程度分、プリンターは各課1台、コピーは各階1台程度が稼働

- (イ) コンピュータシステムの関連機器は原則全稼働
- (ロ) 照明は、各階の廊下や事務室に必要な最低限の照明を確保
- (ハ) 動力は、コンピュータシステムの冷却用の空調電源や、庁舎の給水ポンプに供給

イ 断水した場合に備え、飲料水やトイレの確保について検討します。

## 2 コンピュータシステムの安全対策

市は、市民の個人情報や行政に関する重要な情報「情報資産」を多数保有し、その行政サービスの大部分について、コンピュータシステムを利用しています。

また、電子メールやインターネット等を利用して災害情報を収集・提供するなど、コンピュータシステムは災害時においても「不可欠なもの」となっています。

コンピュータシステムの状況は、表5-2のとおりです。

### (1) 現状

表5-2：＜コンピュータシステムの状況＞

設 備	現 状
基幹業務系システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民系情報システム、市税系情報システム、戸籍システム等の主要システムのサーバーは、「まつもと情報創造館」に設置されています。</li> <li>・ その他のシステムは本庁等に設置されているものもあります。</li> <li>・ 基幹業務系システムを利用する「パソコン端末」「プリンター」は、各利用施設から「業務系の通信回線」を利用し、情報の閲覧、出力等をしています。</li> <li>・ 「まつもと情報創造館」と本庁間の通信回線は、冗長化されています。</li> </ul>
情報系システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内情報システム（「電子メール送受信」「庁内掲示板」等）のサーバーは、「まつもと情報創造館」に設置されています。</li> <li>・ その他システムの一部は、各施設へ設置されているもの、クラウド化（外部のデータセンターに設置）されているものもあります。</li> <li>・ インターネットへの接続は、すべて「まつもと情報創造館」を経由しています。</li> <li>・ 情報系システムを利用する「パソコン端末」「プリンター」は、各利用施設から「情報系の通信回線」を利用し、情報の閲覧、出力等をしています。</li> </ul>
その他のシステム等	<p>その他、「情報系の通信回線」を利用しているシステム等は次のとおりです。</p> <p>1 本庁との内線電話（拠点間通信の一部（IP 電話）で利用）          ＜該当拠点＞          大手事務所、上下水道局、5支所（四賀、安曇、奈川、梓川、波田）、城下町整備本部</p>

設 備	現 状						
	<p>2 防災関係の外部との主要通信</p> <p>(1) 情報受信・取得関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防庁 全国瞬時警報システム (J-ALERT)</li> <li>・ 内閣府 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)</li> <li>・ 気象庁 防災情報提供システムほか</li> <li>・ 長野県 河川砂防情報ステーション</li> <li>・ 厚生労働省及び長野県 広域災害救急医療情報システム (EMIS)</li> </ul> <p>(2) 情報発信関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松本安心ネット (事前登録型電子メール配信システム)</li> <li>・ 緊急速報メール (携帯電話利用者へ「災害・避難情報」を発信)</li> <li>・ 総務省 公共情報コモンズ (災害時の「避難勧告・指示」「地域の安心・安全に関するきめ細かな情報」の配信を簡素化し、臨時災害放送局 (FM局)、テレビ、インターネットなどの様々なメディアへの一括発信により、迅速かつ効率的に情報提供するもの)</li> <li>・ 消防庁 安否情報システム (国民保護法に基づく安否情報の収集及び提供等に係る事務を行うもの)</li> </ul>						
データバックアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報資産のバックアップは、日次処理を基本とし、サーバーに保存されている情報資産のバックアップをしているほか、住民情報等重要な情報資産については、遠隔地へ保管をしています。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="443 1361 1374 1680"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 1361 724 1415">システム名</th> <th data-bbox="724 1361 1374 1415">現 状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 1415 724 1592">住民系 市税系 上記関連の個別システム</td> <td data-bbox="724 1415 1374 1592">遠隔地のデータセンターにバックアップを実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1592 724 1680">戸 籍</td> <td data-bbox="724 1592 1374 1680">法務省の戸籍副本データ管理システムにバックアップを実施</td> </tr> </tbody> </table>	システム名	現 状	住民系 市税系 上記関連の個別システム	遠隔地のデータセンターにバックアップを実施	戸 籍	法務省の戸籍副本データ管理システムにバックアップを実施
システム名	現 状						
住民系 市税系 上記関連の個別システム	遠隔地のデータセンターにバックアップを実施						
戸 籍	法務省の戸籍副本データ管理システムにバックアップを実施						

(3) 課題

ア 本庁や大手事務所の停電や通信回線の遮断により、コンピュータシステム、及びパソコン端末が停止するほか、地震による機器の損傷により、非常時優先業務を執行することが困難となるため、最低限必要なコンピュータシステムを維持するための対策が必要です。

イ 災害時におけるコンピュータシステムの保守・復旧について、システム保守事業者と調整する必要があります。

#### (4) 対策

ア 情報システムが使用できない場合の代替手段を検討します。

(例：紙台帳等による事務処理等)

イ 発災時のシステム停止に備え、市のシステムを最優先の復旧対象と位置付け対応するようシステム保守事業者へ要請するとともに、稼働再開に向けた人的体制を確保します。

ウ まつもと情報創造館と防災上重要な拠点施設間との通信回線の強化を検討します。

### 3 通信手段の確保及び災害情報の収集

#### (1) 現状

災害時における通信手段の現状は、表5-4 のとおりです。

表5-4：＜通信手段の現状＞

名称	局数等	用途
防災行政無線 (移動系)	300局 (同時使用 6回線)	双方向での連絡及び災害対策本部からの重要通信用 (市出先機関、小中学校、指定避難所、警察、消防、ライフライン関係機関、医療機関、福祉施設、町会連合会長等)
防災行政無線 (同報系)	屋外拡声子 局307局 (設置予定)	市民等への一斉伝達用 (屋外拡声子局、指定避難所等に戸別受信機を設置。なお、双方向で通信可能な屋外拡声子局を31局設置予定。)
長野県防災行政無線(地域衛星通信ネットワーク)	6局(危機管理部及び合併5支所)	県、災害対策本部、合併5支所の双方向での連絡通信用
衛星携帯電話	41台	防災行政無線(移動系)が不通地域の通信用等
非常時優先電話 (災害時に優先的にNTT交換局と接続可能な電話)	1台	災害時の発信用 本庁1階(宿直室)に1台(非常時優先電話回線は5回線保有) なお、「学校」等の施設については、非常時優先電話回線が基本的に設定されています。
アマチュア無線		松本アマチュア無線クラブとの応援協定により災害時における情報収集・伝達を実施

(2) 課題

災害対応初動機においては、建造物やライフラインの被害状況、市民の被災状況及び関係機関の対応状況などの情報収集、広報・広聴活動が重要であり、通信手段の効率的な使用が必要です。

現在、防災行政無線（同報系）の整備を進めていますが、合併した5地区については、計画的なシステムの更新等が必要です。

(3) 対策

ア 防災行政無線（移動系）は、同時に使用できる回線数が限られているため、災害時の統制方法を定めます。

イ 防災行政無線（同報系）の整備（平成26年度まで）を行い、市全域に屋外拡声子局及び指定避難所等に戸別受信機を設置します。

ウ 市民からの問い合わせ等に対応するため、電話回線及び専用電話機の増設を検討します。

エ 非常時優先電話を増設します。

#### 4 非常時における職員の対応

災害時には、職員は帰宅せずに数日間業務に従事することが想定されることから、職員が業務に従事できる環境を整える必要があります。

(1) 現状

避難者用に食糧・飲料水・毛布・簡易トイレ等の備蓄は行っていますが、上下水道局を除き、災害対策従事職員用の備蓄は行っていません。

(2) 課題

非常時優先業務の実施に当り、災害対策従事職員の食糧等を備蓄する必要があります。

(3) 対策

ア 3日分を目安に職員用の食糧、簡易トイレ等の備蓄について検討を行います。また、これに伴う備蓄場所の確保について検討します。

イ 職員の健康を確保するために、交代勤務の実施や睡眠時間・場所の確保、毛布や医薬品の備蓄、また、協定による物品の確保等について検討します。

ウ 勤務時間外に参集する場合は、各職員は可能な限り、食糧、着がえ等を持参します。



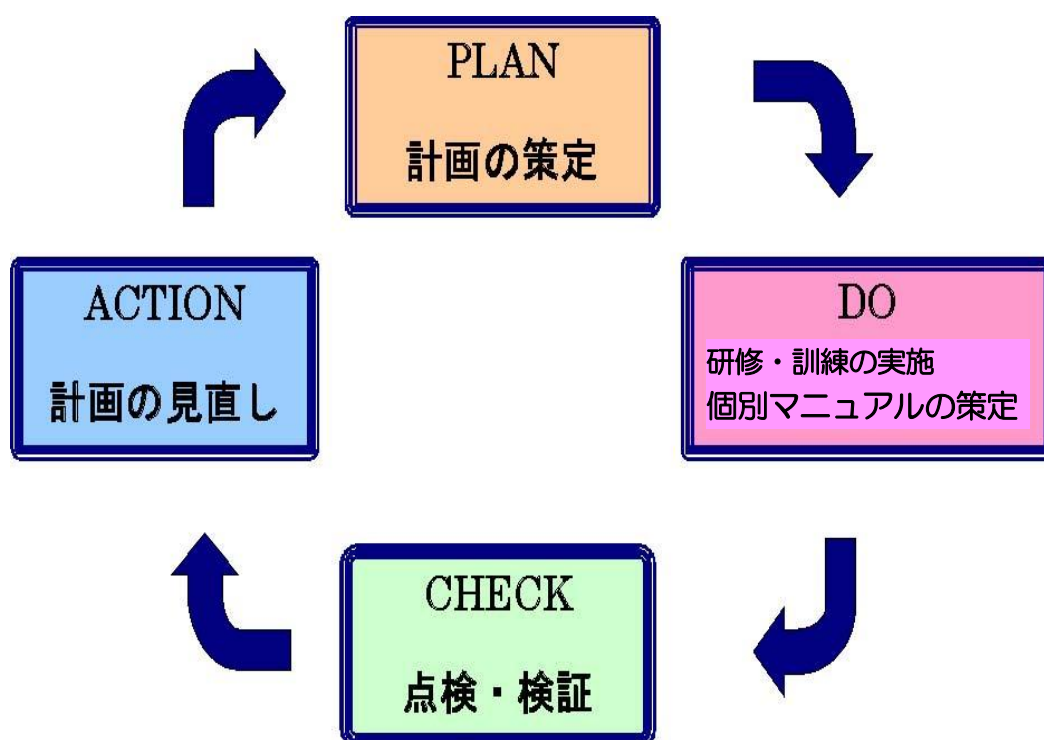
## 第6章 継続的な改善への取組み

### 1 業務継続マネジメントの必要性

計画の継続的推進を図るためには、計画の策定にとどまらず、計画を管理・運用する業務継続マネジメント（図6-1）の推進が必要です。

また、本計画は、災害時における市の業務継続の基本的な考え方を示すものであり、本計画及び各種防災マニュアルについて訓練を通じた点検・検証を行い、継続的な改善に取り組みます。

図6-1：＜業務継続マネジメント＞



### 2 職員に対する研修・訓練

計画の実効性を確保するためには、計画を策定しただけではなく、全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、個々に課せられた役割を確実に果たせるように研修や訓練を行い、業務継続力の向上に努めることが必要です。

また、本計画は、様々な想定を基に構築しているため、実際に地震が発生する前に、訓練を通じて一連のプロセスや手続きなどの実効性を確認しておくことが重要です。

このため、発災時に速やかに非常時優先業務を遂行できるよう、継続的に必要な訓練を実施します。

### 3 計画の点検・検証・見直し

本計画では、訓練等を通じて問題点や課題を把握し、是正すべきところを改善して計画を見直し継続的改善を行い、とりわけ非常時優先業務の遂行に必要な職員数等の精査に取り組み、計画の実効性を向上させていくことが重要となります。

このため、本計画策定後においても、次の事項について計画を適宜点検し、検証を行います。

- ・ 業務の優先度評価、業務開始目標時間の変更
- ・ 業務に必要な人員、資機材等の変更
- ・ 業務内容の変更等

### 4 非常時優先業務を遂行するためのマニュアル等の整備

#### (1) 各部局業務マニュアルの策定

本計画は、震災発生時に優先的に実施すべき非常時優先業務の選定とその業務の開始目標を定めたものですが、震災時において非常時優先業務を迅速かつ効果的に遂行するため、各部局において非常時優先業務の個別具体的なマニュアルの策定を行います。

#### (2) 松本市地域防災計画及び災害応急対策職員行動マニュアルの見直し

本計画の検討結果を踏まえて、松本市地域防災計画のほか、職員非常参集や応急対策業務の手順について定めた松本市災害応急対策職員行動マニュアルの見直しを行います。

## 非常時優先業務【応急対策業務、通常業務】課別一覽

部	課等	業務区分	優先順位	業務開始目標時間	必要人数	業務名	業務内容
全庁体制		応	A	12時間以内	636	避難所の運営管理、及び避難状況の集約（名簿作成）	159カ所×2人×2交代
			A	3時間以内	99	医療救護所の開設・運営	事務者 23救護所×2人=46人 保健師・看護師 53人
総務部	各課	応	A	3時間以内	2	来客市民、施設利用者の安全確保、避難誘導、応急救護	来客市民の避難誘導、救護
					1	部局施設の安全確認、被害状況調査、応急措置	所管施設の被災状況確認、指定管理者との連絡調整
					2	指揮本部との連絡調整	指揮本部への情報提供、指示伝達
					2	職員の参集状況把握、安否確認	職員の被災状況確認と参集状況把握
					2	関係機関、団体との連絡調整	
	行政管理課	応	B	3日以内	1	市議会の招集に関すること	
			C	1週間以内	1	災害視察者、見舞者の対応	指揮本部の指示等により、災害視察者、見舞者の受入れ調整
		通	A	24時間以内	1	複写機管理事務	複写機保守管理
			B	3日以内	1	文書収発送事務	文書の収受、発送
	秘書課	応	A	3時間以内	2	本部長、第1副本部長の秘書業務	市長、副市長の秘書、安否確認、出勤方法の確保
	職員課	応	A	3時間以内	5	職員の安否確認と職員体制の確保	職員の安否確認及び職員の災害従事体制の確保
			A	24時間以内	6	災害派遣職員の受入れ	災害対策本部の指示等により、自治体等からの応援職員の受入れ（受付、食事・宿泊手配）
	情報政策課	応	A	3時間以内	8	情報通信基盤の復旧	庁内LAN等ネットワーク、サーバー機器、各種システム等の被害状況把握、応急措置
		通	B	3日以内	2	地域情報化推進事業	携帯電話の通じない地域の光ケーブルの維持管理等
	人権・男女共生課	応	A	3時間以内	3	災害時要援護者（外国人）対応、情報提供	外国人に対する情報提供及び相談窓口の設置、災害時要援護者（外国人）の安否確認、関係機関への応援要請等
		通	B	3日以内	1	女性相談事業（心理カウンセリング相談）	心の悩みを含めた相談事業の実施

※表中、「応」は災害対策業務を、「通」は通常業務を示す。優先順位は、8ページの表3-1の評価基準によるもの

部	課等	業務区分	優先順位	業務開始目標時間	必要人数	業務名	業務内容
総務部	議会事務局	応	A	3時間以内	4	市議会内の連絡調整	議員安否、被災状況確認、登庁議員への対応 松本市議会災害対策本部設置
政策部	各課	応	A	3時間以内	2	来客市民、施設利用者の安全確保、避難誘導、応急救護	来客市民の避難誘導、救護
					2	部局施設の安全確認、被害状況調査、応急措置	所管施設の被災状況確認、指定管理者との連絡調整
					2	指揮本部との連絡調整	指揮本部への情報提供、指示伝達
					1	職員の参集状況把握、安否確認	職員の被災状況確認と参集状況把握
					1	関係機関、団体との連絡調整	
	交通政策課	通	C	1週間以内	1	公共交通機関の被害状況把握	
					1	地域新交通システム事業費(四賀線、奈川線、南部循環線市営バス運行事業)	交通空白地域の交通手段の確保
	広報国際課政策課	応	A	3時間以内	13	災害テレホンセンター設置、運営	
	広報国際課	応	A	12時間以内	4	市民への臨時広報(臨時災害放送局設置、HP作成等)	
					2	報道機関への広報(プレスセンター設置)	
2					災害の記録に関すること		
2					被災者の市民相談		
財政部	各課	応	A	3時間以内	2	来客市民、施設利用者の安全確保、避難誘導、応急救護	来客市民の避難誘導、救護
					2	部局施設の安全確認、被害状況調査、応急措置	所管施設の被災状況確認、指定管理者との連絡調整
					1	指揮本部との連絡調整	指揮本部への情報提供、指示伝達
					1	職員の参集状況把握、安否確認	職員の被災状況確認と参集状況把握
					0	関係機関、団体との連絡調整	
	財政課	応	B	3日以内	6	災害関係の予算及び資金計画(予算編成事務、交付税事務)	

部	課等	業務区分	優先順位	業務開始目標時間	必要人数	業務名	業務内容
財政部	契約管財課	応	A	3時間以内	10	市役所庁舎の安全確認、電気、電話、上下水道設備の被害状況調査、応急措置の集約	
			A	3時間以内	6	公用車の配車、点検及び運行	配車・点検2人、ドライバー4人
			A	24時間以内	4	災害資器材（応急復旧）の調達	
			C	1週間以内	1	応急仮設住宅等の災害用地確保協力	
	市民税課	通	C	1週間以降	7	り災証明の発行	
			C	1週間以内	1	自動車臨時運行許可	自動車検査証の有効期限の過ぎた自動車等を運輸支局へ回送する場合などの特例的な運行許可
	市民税課 資産税課 納税課	通	C	1週間以内	4	税証明発行	税に関する証明書の発行
	市民税課 資産税課 納税課	応	B	3日以内	100	家屋被害の調査	1件当たり45分、1日6時間、1件2人組、1カ月（30日） 11,705件 ⇒ 527,000分（1件当たり45分） ⇒ 8,800時間（1時間=60分） ⇒ 1,470日（1日=6時間） ⇒ 2,940人（1件当たり2人） ⇒ 100人/日（期間30日）
	会計課	応	A	3時間以内	1	災害時の出納の処理方法に関すること	
			A	12時間以内	1	応急対策経費の出納	
			A	24時間以内	1	義援金、見舞い金その他金銭の収納保管	
		通	A	24時間以内	4	会計事務	出納、審査事務
	危機管理部	各課	応	A	3時間以内	1	来客市民、施設利用者の安全確保、避難誘導、応急救護
1						部局施設の安全確認、被害状況調査、応急措置	所管施設の被災状況確認、指定管理者との連絡調整
0						指揮本部との連絡調整	指揮本部への情報提供、指示伝達
1						職員の参集状況把握、安否確認	職員の被災状況確認と参集状況把握
1						関係機関、団体との連絡調整	

部	課等	業務区分	優先順位	業務開始目標時間	必要人数	業務名	業務内容
危機管理部	危機管理課	応	A	3時間以内	4	災害対策本部の設置、運営	体制の検討・伺い・具申、本部会議、指揮本部会議、指揮班長会議の運営
			A	3時間以内	1	庁舎被害状況、職員被災状況取りまとめ	
			A	3時間以内	3	関係機関との連絡調整（国、県、消防、自衛隊、警察、ライフライン関係機関など）	速報基準による国・県への報告、災害救助法の適用申請、関係機関と対策調整、ヘリコプター等の運用調整
			A	3時間以内	1	関係機関への要請	自衛隊の派遣要請、ヘリコプター等の要請
			A	3時間以内	2	他市町村との協定に基づく応援要請、連絡調整	県内市町村、姉妹都市、特例市への要請、配置統制
			A	3時間以内	3	各部応急対策の進行管理	
			A	3時間以内	3	避難所統制	安全点検調整、避難者調整
			A	3時間以内	3	物資統制	物資受入・払出し、輸送の調整
	危機管理課 消防防災課	応	A	3時間以内	3	避難指示等の検討、発令	避難指示、勧告及び避難準備情報伝達
	消防防災課	応	A	3時間以内	4	関係機関、各部からの被害情報の収集	地区被害、人的被害、建物被害、市施設、道路・河川、ライフライン
			A	3時間以内	3	各部、関係機関への情報伝達	各部、関係機関、広報への情報提供
			A	3時間以内	2	移動系、同報系無線等通信機器の統括	
			A	3時間以内	4	消防団の総括調整	情報収集、連絡調整、本団会議の運営、応急対策の統制
	市民環境部	各課	応	A	3時間以内	2	来客市民、施設利用者の安全確保、避難誘導、応急救護
2						部局施設の安全確認、被害状況調査、応急措置	所管施設の被災状況確認、指定管理者との連絡調整
2						指揮本部との連絡調整	指揮本部への情報提供、指示伝達
2						職員の参集状況把握、安否確認	職員の被災状況確認と参集状況把握
2						関係機関、団体との連絡調整	
市民生活課		応	A	12時間以内	20	遺体安置所の設置、受入れ、引渡し	5か所×2人×2交代
			A	12時間以内	1	埋火葬の情報提供	

部	課等	業務区分	優先順位	業務開始目標時間	必要人数	業務名	業務内容
市民環境部	地域づくり課	応	A	3時間以内	108	支所、出張所を拠点とする被害状況調査、情報収集（町会長連絡）	（35地区×3人）＋本庁調整3人
	市民課	通	A	24時間以内	9	戸籍関係事務	戸籍異動に伴う受付・記録整理・管理・証明発行等
			B	3日以内	16	住民基本台帳関係事務（外国人登録関係事務）	
			B	3日以内	2	印鑑登録関係事務	印鑑登録の申請受付・登録証の交付・証明書交付申請・証明書の発行・管理等
			C	1週間以内	5	国民年金事務	国民年金の適用・免除・相談等に関する事務
			C	1週間以内	2	国民健康保険資格取得・喪失	国民健康保険資格取得・喪失手続
			C	1週間以内	1	税証明発行事務	所得・納税等証明発行
	環境政策課	応	A	3時間以内	3	簡易水道の被害調査及び応急対策	
			A	12時間以内	2	被災者への給水対策	
	環境保全課	応	B	3日以内	1	衛生協議会への活動要請	
		通	B	3日以内	2	公衆便所管理（29箇所）	
	環境保全課 環境業務課	応	A	3時間以内	3	公害防止、公衆衛生対策	環境業務1名、環境保全2名
			A	12時間以内	6	仮設トイレ対策	仮設トイレの手配及びし尿処理 環境業務4名、環境保全2名
			B	3日以内	6	防疫対策（被災地消毒）	被災家屋の消毒 環境業務4名、環境保全2名
	環境業務課	応	A	24時間以内	2	廃棄物の調査、処分計画方針調整、一時集積場の選定	
			A	3日以内	2	廃棄物処理業者等または他市町村への協力要請	
			B	3日以内	27	廃棄物の収集運搬、処分及び周知、広報	
		通	B	3日以内	3	リサイクルセンター管理運営	資源物・埋立てごみ・粗大ごみの受入れ
			B	3日以内	3	最終処分場管理運営	最終処分の管理、埋立てごみ（ガラス、陶器等）、焼却灰等受入れ

部	課等	業務区分	優先順位	業務開始目標時間	必要人数	業務名	業務内容
健康福祉部	各課	応	A	3時間以内	2	来客市民、施設利用者の安全確保、避難誘導、応急救護	来客市民の避難誘導、救護
					1	部局施設の安全確認、被害状況調査、応急措置	所管施設の被災状況確認、指定管理者との連絡調整
					2	指揮本部との連絡調整	指揮本部への情報提供、指示伝達
					2	職員の参集状況把握、安否確認	職員の被災状況確認と参集状況把握
					2	関係機関、団体との連絡調整	
	福祉計画課	応	A	12時間以内	2	福祉避難所の設置運営	福祉避難所設置及び入所者の調整
	福祉計画課 障害・生活支援課 高齢福祉課 西部福祉課	応	A	3時間以内	70	災害時要援護者安否確認、救助、生活必需品、食料等の確保	災害時要援護者、最優先要援護者の安否確認、集約、報告等及び食料等の確保 ・35地区×2人
	障害・生活支援課	通	B	3日以内	1	手話通訳・要約筆記者派遣事業	障害者に、手話通訳・要約筆記者を派遣
			C	1週間以内	1	補装具支給事業（ストマ用装具を含む）	身体障害者の補装具の交付や修理
			C	1週間以内	1	日常生活用具給付事業	重度障害者等に、日常生活のための用具を給付
	障害・生活支援課 高齢福祉課	応	A	3時間以内	6	社会福祉施設の被害状況調査	・障害者、老人福祉施設等の被害状況調査 ・障害生活2名、高齢福祉2名、西部福祉2名
			A	24時間以内	4	ボランティアセンター設置、受入れ	・ボランティアセンター設置、受入れを実施する松本市社会福祉協議会への支援 ・障害生活2名、高齢福祉2名
	障害・生活支援課 高齢福祉課	応	C	1週間以内	4	義援金及び義援物資の配分	義援金及び義援物資の配分手続き
	高齢福祉課	通	A	24時間以内	1	緊急ショートステイ事業	在宅生活困難となった要介護高齢者を、他の保護体制が整わない場合、養護老人ホームで緊急・一時的に保護
			A	24時間以内	1	生活管理指導短期宿泊事業	生活管理が必要な独居高齢者等を一時的に養護老人ホームに保護
			B	3日以内	1	徘徊高齢者家族支援事業	認知症高齢者のいる世帯に徘徊探知機を貸与
C			1週間以内	2	養護老人ホーム入所措置事務	環境・経済等の問題のため自宅での生活が困難な者を入所	



部	課等	業務区分	優先順位	業務開始目標時間	必要人数	業務名	業務内容
健康福祉部	高齢福祉課	通	C	1週間以内	1	訪問給食サービス事業	定期的に対象者の自宅へ訪問給食を実施
	西部福祉課	通	A	12時間以内	1	奈川ふれあいの家事業	在宅老人等に対して生きがい増進活動の支援及び居住施設を提供
	医務課	通	C	1週間以内	1	市営診療所事業	四賀、安曇、奈川地区の診療所運営
			C	1週間以内	1	夜間急病センター事業	小児科・内科夜間急病センター運営
	医務課 健康づくり課	応	A	3時間以内	7	本部医務班の開設・運営	災害対策本部長の要請により、本部医務班を設置し、各医療救護所による医療救護活動の総合調整を行う。 医務課3名、健康づくり課4名
	健康づくり課	応	A	24時間以内	22	被災者の健康相談	11ブロック×2人
			B	3日以内	6	防疫対策（被災地消毒）	被災家屋の消毒
		通	C	1週間以降	4	保健センターの開放・運営	市民の健康保持、増進を図るため、保健活動の場として広く活用。
こども部	各課	応	A	3時間以内	2	来客市民、施設利用者の安全確保、避難誘導、応急救護	来客市民の避難誘導、救護
					2	部局施設の安全確認、被害状況調査、応急措置	所管施設の被災状況確認、指定管理者との連絡調整
					1	指揮本部との連絡調整	指揮本部への情報提供、指示伝達
					1	職員の参集状況把握、安否確認	職員の被災状況確認と参集状況把握
					1	関係機関、団体との連絡調整	
	こども育成課	通	B	1週間以内	1	留守家庭児童対策事業	放課後児童健全育成事業
			B	1週間以内	1	病児・病後児保育事業	病期中、病気の回復期にある子どもを預かる事業
	こども育成課 保育課	応	A	24時間以内	2	日赤奉仕団との連絡調整	炊き出し実施のための連絡調整 こども育成1名、保育課1名
	こども育成課 こども福祉課 保育課	応	B	3日以内	11	炊き出し	避難所等での炊き出し こども育成3名、こども福祉課4名、保育課4名

部	課等	業務区分	優先順位	業務開始目標時間	必要人数	業務名	業務内容
こども部	こども福祉課	応	A	3時間以内	6	災害時要援護者対応	社会福祉施設入所者以外の要援護者の安否確認、救助・支援
			A	3時間以内	2	社会福祉施設被害状況調査	施設の被害状況の確認並びに入所者及び施設職員の安否確認
		通	A	3時間以内	1	母子ホーム運営事業	母子ホーム運営及び管理
			B	1週間以内	1	家庭児童相談室運営事業	児童家庭相談、要保護児童への相談・支援
			C	1週間以内	2	あるぷキッズ支援事業（発達障害児支援システム）（相談窓口）	発達障害児等の相談窓口開設
			C	1週間以内	4	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当給付事業	手当の申請受付、給付事務等
			C	1週間以内	1	補装具支給事業（ストマ用装具を含む）	障害児の補装具の交付、修理
			C	1週間以内	1	日常生活用具給付事業	障害児の日常生活用具を給付
			C	1週間以内	1	心身障害者・児タイムケア事業	一時的に家庭で介護を受けることができない障害児に事業登録者が介護サービスを提供
			C	1週間以内	1	子育て支援短期利用事業	保護者による児童の養育が一時的に困難な場合の児童養護施設での預かり事業
			C	1週間以内	1	心身障害児ケースワーク事業	障害者手帳の申請受け付け、交付事務、ケースワーク
			C	1週間以内	1	DV被害者支援事業	DV被害者保護、関係施設への移送や連絡調整等
			C	1週間以内	1	ひとり親家庭相談事業	母子家庭等の相談、指導等
	C	1週間以内	1	助産施設委託事業	経済的理由で入院助産を受けられない妊産婦への処遇		
	保育課	応	A	3時間以内	144	社会福祉施設被害状況調査及び対応、園児等の避難、安否確認	保育園・幼稚園の被害状況の確認 (43園+3園)×3名+集約4名+2名(施設担当)
			A	24時間以内	58	応急保育	11園×5人+保育課3人
通		B	1週間以内	263	保育所管理運営事業(44園)、障害児保育事業(52園)、一時的保育事業263人保育士正規職員	市立保育園運営	
		B	1週間以内	17	幼稚園管理運営事業(3園)	市立幼稚園運営	
		B	1週間以内	51	保育園・幼稚園の給食管理事務管理栄養士3名+48名正規給食調理員	献立作成、給食業務指導、衛生関係業務	

部	課等	業務区分	優先順位	業務開始目標時間	必要人数	業務名	業務内容	
農林部	各課	応	A	3時間以内	2	来客市民、施設利用者の安全確保、避難誘導、応急救護	来客市民の避難誘導、救護	
					2	部局施設の安全確認、被害状況調査、応急措置	所管施設の被災状況確認、指定管理者との連絡調整	
					1	指揮本部との連絡調整	指揮本部への情報提供、指示伝達	
					2	職員の参集状況把握、安否確認	職員の被災状況確認と参集状況把握	
					2	関係機関、団体との連絡調整		
	農政課 耕地林務課 西部農林課 農業委員会事務局	応	A	3時間以内	40	食糧品の調達及び供給 災害物資の輸送、輸送協定先への協力要請、及び輸送従事者の確保（商工観光部と共同）		
					38	農業関係、農林業施設、林地等の被害調査、応急対策	【耕地林務課業務 21人】 ため池調査2人×4班=8人、農道・水路調査2人×2班=4人、林地・林道調査2人×3班=6人、庶務3人(被害集計・報告、連絡調整他) 【西部農林課 17人】 ため池調査2人×2班=4人、農道・水路調査2人×2班=4人、林地・林道調査2人×3班=6人、庶務3人(被害集計・報告、連絡調整他)	
	農政課	応	A	24時間以内	1	公設卸売市場間の災害協定に基づく業務	公設卸売市場間の災害時相互応援協定に基づく流通機能の確保に係る業務	
			C	1週間以降	3	農業共済金事務	農業共済組合との連絡調整	
			C	1週間以降	3	営農資金の融資事務	県・JA等との連絡調整	
	商工観光部	各課	応	A	3時間以内	3	来客市民、施設利用者の安全確保、避難誘導、応急救護	来客市民の避難誘導、救護
						3	部局施設の安全確認、被害状況調査、応急措置	所管施設の被災状況確認、指定管理者との連絡調整
1						指揮本部との連絡調整	指揮本部への情報提供、指示伝達	
1						職員の参集状況把握、安否確認	職員の被災状況確認と参集状況把握	
4						関係機関、団体との連絡調整		

部	課等	業務区分	優先順位	業務開始目標時間	必要人数	業務名	業務内容
商工観光部	商工課・健康産業企業立地課・観光温泉課・山岳観光課・労政課	応	A	3時間以内	25	生活必需品の調達及び供給	生活必需品の調達及び供給
						災害物資の輸送、輸送協定先への協力要請、及び輸送従事者の確保（農林部と共同）	
	観光温泉課 山岳観光課	応	A	3時間以内	5	災害時要援護者（観光客）対応	孤立状況等の早期把握、救助・救出・避難対策 観光温泉課1人 山岳観光課4人
	商工課	応	C	1週間以降	6	商工業事業資金融資事務	被災中小企業者に対する支援として、各種制度資金の融資を斡旋
建設部	各課	応	A	3時間以内	2	来客市民、施設利用者の安全確保、避難誘導、応急救護	来客市民の避難誘導、救護
					2	部局施設の安全確認、被害状況調査、応急措置	所管施設の被災状況確認、指定管理者との連絡調整
					1	指揮本部との連絡調整	指揮本部への情報提供、指示伝達
					1	職員の参集状況把握、安否確認	職員の被災状況確認と参集状況把握
					1	関係機関、団体との連絡調整	
	建設総務課 交通安全課 建設課	応	A	3時間以内	16	緊急交通路の確保（道路の交通規制及び迂回路確保）	・緊急交通路及び迂回路の確保（建設総務課2名・建設課10名） ・交通規制（交通安全課4名）
	維持課	応	A	12時間以内	6	建設事業協同組合及び緑化協会との連絡調整、建設業者への協力要請	
			A	3時間以内	1	駅前広場管理業務	指定管理業者との連絡調整、応急措置
		通	A	3時間以内	2	道路除融雪業務	安全な交通確保のための除融雪業務
			A	24時間以内	1	河川防災ステーション管理業務	洪水時等の非常時における水防活動等
			B	3日以内	2	市道管理事務	道路法に基づく、市道付帯設備の管理業務
			B	3日以内	1	特殊車両通行許可協議	法に基づく特殊車両通行許可協議
			B	3日以内	1	事故対応業務	道路の構造物が原因で発生した市道上の事故及び自損事故で破損した道路施設の事故処理対応

部	課等	業務区分	優先順位	業務開始目標時間	必要人数	業務名	業務内容
建設部	維持課(部内全課動員：住宅課・建築指導課を除く)	応	A	3時間以内	85	道路、橋梁、河川、水路、堤防等の被害調査、応急措置、障害物の除去(街路樹の応急対応)	
	住宅課	応	A	12時間以内	10	市営住宅の安全確認、被害状況調査、応急措置	
			A	12時間以内	1	長野県住宅供給公社との連絡調整	
			C	1週間以降	5	仮設住宅建設対応	仮設住宅建設対応
	用地課	応	C	1週間以内	3	応急仮設住宅等の応急対策用用地の確保	建築可能地の選定
	建築指導課	応	A	12時間以内	10	応急危険度判定(建築物、宅地)、判定実施本部の設置	
		通	B	3日以内	4	建築確認関係事務	建築確認に必要な一連の申請、確認、計画通知、検査、許可、承認事務等を行う。
	建築指導課住宅課	応	A	3時間以内	12	避難所の安全確認、応急修理	・安全確認(建築指導課5名・長野県建築士会松筑支部) ・応急修理(住宅課7名)
上下水道局	各課	応	A	3時間以内	1	来客市民、施設利用者の安全確保、避難誘導、応急救護	来客市民の避難誘導、救護
					1	部局施設の安全確認、被害状況調査、応急措置	所管施設の被災状況確認、指定管理者との連絡調整
					1	指揮本部との連絡調整	指揮本部への情報提供、指示伝達
					1	職員の参集状況把握、安否確認 関係機関、団体との連絡調整	職員の被災状況確認と参集状況把握
	総務課	応	A	3時間以内	1	断水等の広報	
	営業課	応	A	24時間以内	2	上下水道事業の応急対策経費の出納	
	総務課・上水道課	応	A	12時間以内	6	被災者への給水対策	
	総務課・営業課・上水道課・下水道課	応	A	3時間以内	88	上下水道施設の被害調査及び応急対策	
A			24時間以内	7	復旧資器材の確保		

部	課等	業務区分	優先順位	業務開始目標時間	必要人数	業務名	業務内容
病院局		応	A	3時間以内	4	来客市民、施設利用者の安全確保、避難誘導、応急救護	来客市民の避難誘導、救護
					2	部局施設の安全確認、被害状況調査、応急措置	所管施設の被災状況確認、指定管理者との連絡調整
					1	指揮本部との連絡調整	指揮本部への情報提供、指示伝達
					2	職員の参集状況把握、安否確認	職員の被災状況確認と参集状況把握
					2	関係機関、団体との連絡調整	
		応	A	3時間以内	26	傷病人の応急救護、緊急輸送	
			A	3時間以内	2	緊急医療品の調達	
			A	3時間以内	2	輸血、保存血液の緊急確保	
			A	3時間以内	3	緊急時助産施設対応	
		通	A	3時間以内	26	松本市立病院事業	松本市西部地域の基幹的な病院として、救急医療、周産期医療、へき地医療支援の政策医療や、疾病予防から在宅医療までの地域に必要な医療を提供 215床、標榜科26科
			A	3時間以内	3	訪問看護事業	高齢者、障害者等のため、保健福祉行政、他の医療機関等と連携し、看護師、作業療法士等の訪問看護、リハビリテーションを含めた在宅医療を提供
			A	3時間以内	4	会田病院事業	松本市四賀地区の唯一の病院として、救急医療、地域に必要な医療を提供

部	課等	業務区分	優先順位	業務開始目標時間	必要人数	業務名	業務内容
教育部	各課	応	A	3時間以内	10	来客市民、施設利用者の安全確保、避難誘導、応急救護	来客市民の避難誘導、救護
					10	部局施設の安全確認、被害状況調査、応急措置	所管施設の被災状況確認、指定管理者との連絡調整
					2	指揮本部との連絡調整	指揮本部への情報提供、指示伝達
					2	職員の参集状況把握、安否確認	職員の被災状況確認と参集状況把握
					1	関係機関、団体との連絡調整	
	教育政策課	応	A	3時間以内	1	第2副本部長の秘書業務	教育長の秘書、安否確認、出勤方法の確保
	学校教育課	応	A	3時間以内	3	児童、生徒の避難、安否確認	集約3人
			A	3時間以内	11	指定避難所の開設	
			A	3時間以内	3	P T Aへの協力要請	
			B	3日以内	4	災害時応急教育	
			B	3日以内	8	学用品の支給対応	
	学校給食課	応	B	1週間以内	10	災害時学校給食対応	給食の再開に向けての準備
	生涯学習課	応	A	3時間以内	3	指定避難所の開設	
	スポーツ推進課	応	A	3時間以内	3	指定避難所の開設	

松本市業務継続計画（震災編）

平成26年2月策定

松本市危機管理部危機管理課

〒390-8620 長野県松本市丸の内3-7

電話 0263-33-9119（直通）

FAX 0263-33-1101

E-mail [kikikanri@city.matsumoto.nagano.jp](mailto:kikikanri@city.matsumoto.nagano.jp)



健康寿命延伸都市・松本